

# 船舶事故調査報告書

平成30年5月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 事故種類                             | かき養殖施設損傷  |
| 発生日時                             | 平成29年12月25日 19時00分ごろ  |
| 発生場所                             | 広島県江田島市秀埼北東方沖<br>大柿港引島防波堤北灯台から真方位025° 2.0海里付近<br>(概位 北緯34° 12.4′ 東経132° 29.9′)  |
| 事故の概要                            | 漁船第八黎明丸は、北進中、かき養殖施設に進入し、同施設が損傷した。   |
| 事故調査の経過                          | 平成30年1月5日、主管調査官（広島事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取実施済   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等 | 漁船 第八黎明丸、3.4トン<br>HS3-24476（漁船登録番号）、個人所有<br>第270-36802号（船舶検査済票の番号）  |
| 乗組員等に関する情報                       | 船長、一級小型・特殊・特定   |
| 負傷者                              | なし  |
| 損傷                               | 本船 なし<br>かき養殖施設 かき筏 1台の竹材30本に破損   |
| 気象・海象                            | 気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好<br>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期  |
| 事故の経過                            | 本船は、船長が1人で乗り組み、約8ノットの対地速力で手動操舵により北進中、船長が、乗せていた犬が操舵室から出て後部甲板に向かったので、転落したら危ないと思い、犬の後を追いつけて後部甲板に出ていたところ、‘秀埼北東方沖のかき養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）に進入した。<br>船長は、本事故当時、犬にリードを着用させていなかった。<br>船長は、本件養殖施設の存在を知っていたが、後部甲板に出る前、周囲の状況を確認していなかった。 |
| 分析                               | 本船は、秀埼北東方沖を北進中、船長が、周囲の見張りを行っていなかったことから、本件養殖施設に向けて航行していることに気付かず、犬の後を追いつけて後部甲板に出ていたところ、本件養殖施設に進入し、本件養殖施設が損傷したものと考えられる。  |
| 原因                               | 本事故は、夜間、本船が、秀埼北東方沖を北進中、船長が、周囲の見張りを行っていなかったため、本件養殖施設に向けて航行していることに気付かず、犬の後を追いつけて後部甲板に出ていたところ、本件養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。  |
| 参考                               | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。  |

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操船者は、やむを得ず一時的に操舵室を離れる際は、周囲の状況を確認しておくこと。</li><li>・ 犬を乗船させた場合は、リードで固定するなど、操船の妨げにならないよう措置を講じること。</li></ul> |
|--|---|